

2019年3月25日

学校法人日ノ本学園次世代育成支援行動計画

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間、次世代育成支援対策推進法第12条に基づき策定した一般事業主行動計画の取組結果を踏まえ、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの内容として、新たに次世代育成支援行動計画を策定する。

1. 趣旨

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい職場環境を整備することによって、それぞれの能力を十分に発揮できるようにするため、その基本方針と具体的な行動計画を定める。

2. 計画期間等

(1) 計画期間

平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間

(2) 計画の見直し

計画期間中において、社会情勢の変化や教職員からの要望をふまえ、見直し、変更できるものとする。

3. 目標と対策

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標 妊娠・出産、育児に関する諸制度の周知及び利用促進のための意識啓発を行う。

【対策】平成25年4月1日に改正施行した育児休業に関する細則の産前産後休暇、育児休業制度子の看護のための休暇制度の周知・啓発を行う。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標1 所定外労働を削減するための措置を講ずる

【対策】勤務体制の見直し（変形労働時間制・裁量労働制）や仕事量の平衡化により、所定外労働の削減に取り組む。

目標2 年次有給休暇の取得を容易にするための措置を講じる

【対策】5日間の年次有給休暇指定以外にも子どもの長期休みや学校行事における年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

(3) その他次世代育成支援対策に関する事項

目標 本法人の特色を活かし、教職員の子育て、地域と連携した子育て支援を行う。

【対策】教職員の子育て支援として、付属幼稚園・高等学校・短期大学の子女減免措置を講ずる。短期大学「ライフサイエンス研究センター」「幼児教育研究センター」の共催により、子育て支援に関する情報の提供や地域社会の子育て支援に貢献する。